

令和3年7月

保険薬局 開設者 様

九州厚生局

施設基準の届出の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準の届出を行った保険薬局は、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日付保医発0305第3号）に基づき、毎年7月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされているところです。

つきましては、7月1日現在で貴保険薬局が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか、下記の手順により貴保険薬局で自己点検を行い、要件を満たしていないものがある場合は別添1をご提出ください。

また、通知により施設基準ごとに定められている報告等については、別添2の「総括表」及び「別紙様式3」にそれぞれ必要事項をご記入いただき、提出する書類について、別添2「総括表」のフローチャートにてご確認の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症患者受入等の影響により、やむを得ず報告が遅延する場合は、別紙「FAX送信票（報告遅延連絡票）」により提出先事務所等へご連絡いただきますよう、お願いいたします。

記

施設基準の確認手順等について

（1）施設基準の要件の確認

- ① 7月1日現在で貴保険薬局が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか自己点検してください。

なお、点検にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」（※1）も要件確認の参考としてください。

- ② 貴保険薬局が届け出ている施設基準が不明の場合は、九州厚生局のホームページ（※2）をご参照ください。

（2）施設基準の要件を確認した結果

- ① 自己点検の結果、すべて要件を満たしている場合は、別添1の提出は不要です。
- ② 要件を満たしていないものがある場合は、別添1の「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、当該施設基準名をご記入の上、施設基準の「辞退届」（※3）と併せてご提出ください。

(3) 提出期限

ハガキでご案内している提出期限までにご提出ください。

九州厚生局公式ホームページ (<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>)

- ※1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」
業務内容 > 保険医療機関・保険薬局の方へ > 令和3年度施設基準の届出状況等の報告
(定例報告) > 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
(施設基準関係抜粋)
- ※2 届け出ている施設基準の確認
知りたい分野から探す > 保険医療機関、保険医等 > 保険医療機関・保険薬局・指
定訪問看護事業所・はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の受領委任取扱い施術
所の管内指定状況及び届出受理状況について > 「届出受理医療機関名簿 (全体版)」
- ※3 辞退届のダウンロード
業務内容 > 保険医療機関・保険薬局の方へ > 施設基準の届出等 > 「施設基準に係
る辞退届」

【お問い合わせ・提出先】

九州厚生局各県事務所 (福岡県は指導監査課)

※ 九州厚生局大分事務所は、令和2年7月20日に下記住所へ移転していますので、送付先にご留意ください。

【新住所】 〒870-0016 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎1階
(電話及びFAX番号は変更ありません。)

F A X 送信票（報告遅延連絡票）

送信日：令和3年 月 日

保険薬局コード	
保険薬局名	
ご連絡先	電話（ ） F A X（ ）
ご担当者名	お名前（ ） 所属（ ）
遅延後の提出予定日	令和3年8月 日

F A X 送信上の注意

- 遅延後の提出予定日は本年8月31日までを目処にご記入ください。
(記載した提出予定日に間に合わない場合は、改めてご相談ください。)
- 新型コロナウイルス感染症に係る対応であれば理由(内容)は問いませんので、個々の事案が該当するか等の問い合わせは不要です。
- この送信票の提出に関して、遅延承認等の連絡は行いませんのでご承知おき願います。また、行き違い等により確認を行う場合がありますので、この送信票の原本を保管してください。
- 報告が遅延する旨のご連絡をされた場合であっても、要件を満たしていない施設基準があれば、変更や辞退の届出を速やかに行う必要があります。

F A X 送付先事務所等（誤送付のないように送信前の再確認をお願いいたします。）

九州厚生局指導監査課（福岡県）	092-707-1127
九州厚生局佐賀事務所	0952-20-1611
九州厚生局長崎事務所	095-801-4204
九州厚生局熊本事務所	096-284-8010
九州厚生局大分事務所	097-535-8062
九州厚生局宮崎事務所	0985-72-8881
九州厚生局鹿児島事務所	099-201-5802
九州厚生局沖縄事務所	098-833-6250

1 施設基準の届出状況等の確認にあたって

(1) 施設基準の届出内容に変更がある場合は、届出が必要です。

施設基準の届出受理後に、届出内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、遅滞なく届出を行う必要があります。

施設基準については各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療（調剤）報酬を算定することとなります。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定することとなります。

(2) 施設基準に該当しなくなった場合は、届出が必要です。

施設基準に該当しなくなった場合は、速やかに「辞退届」の提出をお願いします。

(3) 保険薬剤師の異動がある場合は、届出が必要です。

保険薬局に勤務する保険薬剤師について、①雇用、②退職、③常勤・非常勤の変更があった場合は、「届出事項変更（異動）届」の「保険医又は保険薬剤師」欄に必要事項を記載のうえ、速やかに提出をお願いします。

2 報告書作成及び提出にあたって

(1) 様式は必ず令和3年度版を使用してください。

なお、今年度より各様式への押印は不要となりました。

また、ホームページには「令和3年度定例報告に係るFAQ（よくある質問）」も掲載しておりますので、書類作成時の参考等にご活用ください。

(2) 提出方法について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点等から、郵送による提出について特段のご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

(3) ご不明な点につきましては、九州厚生局各県事務所（福岡県は指導監査課）までお問い合わせください。

施設基準の届出の確認について（報告）

7月1日現在、貴薬局が届け出ている施設基準について、次の「ア」または「イ」のいずれに該当するかご確認ください。

ア 届け出ている施設基準のすべてについて、要件を満たしている場合



**この報告書は
提出不要**
(続いて別添2を確認)

イ 届け出ている施設基準のうち、要件を満たしていないものがある場合



下の報告欄の **枠内** に要件を満たしていない施設基準名を記入のうえ、**提出（郵送）** してください。(続いて別添2を確認)



届け出ている施設基準のうち、次のものについては、施設基準の要件を満たしていません。(なお、それ以外の施設基準は、要件を満たしています。)

<要件を満たしていない施設基準名> (記入例) 地域支援体制加算

※ 記入した施設基準については、併せて「辞退届」を提出してください。

令和 年 月 日

九州厚生局長 殿

保険薬局 : 保険薬局コード

--	--	--	--	--	--	--	--

所在地

名 称

開設者

電話番号

—

—

(担当 :

)

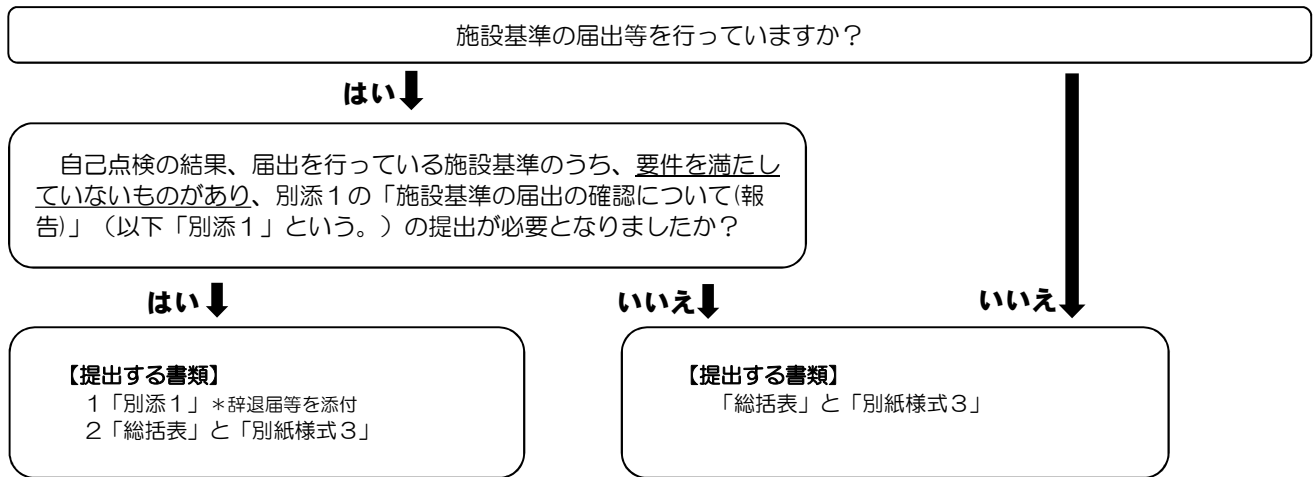
※今年度から押印は不要としています。

※別添2の「総括表」及び「別紙様式3」を併せてご確認ください。

施設基準ごとに定められている報告等について(総括表)

- (1) 「別紙様式3」は、施設基準等の届出状況の実態把握のために必要となる報告です。必要事項をご記入の上、提出してください。
- (2) 「総括表及び別紙様式3」と、別添1の「施設基準の届出の確認について(報告)」は、状況に応じ併せて提出していただく場合があります。なお、提出する書類の組み合わせについては、下記のフローチャートにてご確認ください。

<(フローチャート) 提出する書類の確認>



様式番号	名 称
別紙様式3	保険薬局における施設基準届出状況報告書

令和 年 月 日	施設基準ごとに定められている報告等について提出いたします。		
保険薬局	所在地		
	名称		
	開設者名		
書類作成担当者	所属		
九州厚生局長 殿	氏 名		(Tel: - -)

※今年度より押印は不要としています。

保険薬局における施設基準届出状況報告書

都道府県名

薬局コード	※レセプトに記載する7桁の数字を記入すること。			
保険薬局名	(個人立・法人立)			
遡及して指定された保険薬局への該当性	<input type="checkbox"/> あり(遡及指定された) <input type="checkbox"/> なし			
指定年月日 (遡及して指定された保険薬局の場合は、遡及指定後の指定年月日を和暦で記入。)				
病院からの公募に応じるなど、開局時期の指定を受けて平成28年10月1日以降に開局した保険薬局への該当性	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
診療所からの公募に応じるなど、開局時期の指定を受けて平成30年4月1日以降に開局した保険薬局への該当性	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
1. 調剤基本料				
<input type="checkbox"/> 調剤基本料1	<input type="checkbox"/> 調剤基本料2	<input type="checkbox"/> 調剤基本料3ーイ	<input type="checkbox"/> 調剤基本料3ーロ	<input type="checkbox"/> 特別調剤基本料
処方箋受付回数(前年3月から本年2月末までの合計等施設基準に定められた期間の合計)			回	
主たる保険医療機関に係る処方箋集中度			%	
同一グループ内の主たる保険医療機関を同じくする他の保険薬局の処方箋受付回数と自局の処方箋受付回数の合計 (該当薬局がある場合に自局の判定期間における、自局と上記に該当する他の保険薬局の処方箋受付回数の合計を記入する。)			回	
所属するグループ名(調剤基本料の区分によらず所属するグループがある全ての保険薬局が回答)				
グループ内の1月あたりの処方箋受付回数の合計 (調剤基本料3の保険薬局のみ回答)			回	
特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引等(以下のア～オのいずれかに該当)の有無(調剤基本料の位置づけによらず、全ての保険薬局が実態どおりに回答)				<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	賃貸借取引等がある保険医療機関の種類別 (上記にありをチェックした場合のみチェック)			<input type="checkbox"/> 診療所 <input type="checkbox"/> 病院
	賃貸借取引等がある保険医療機関に係る処方箋集中度			%
特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引等(当てはまるもの全てにチェック)				
ア 保険医療機関と直接不動産の賃貸借取引(保険医療機関及び保険薬局の開設者の近親者又は法人の役員が名義人となっている場合を含む)がある			<input type="checkbox"/>	
イ 保険医療機関と第三者を通じて不動産の賃貸借取引がある			<input type="checkbox"/>	
ウ 保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して開局している			<input type="checkbox"/>	
エ 保険薬局が所有する施設・設備を保険医療機関に貸与している			<input type="checkbox"/>	
オ 保険医療機関による開局時期の指定を受けて開局している			<input type="checkbox"/>	
調剤基本料の注4の減算への該当性(全ての保険薬局が回答) (①及び②は前年の報告実績に基づき記入。前年4月2日以降の開局のため、前年の報告実績がない薬局は①は「なし」を選択、②は「報告していない」を選択。) (③は前年3月1日から本年2月末までの実績に基づき記入。ただし、処方箋の受付回数が1月平均600枚以下の場合は「なし」を選択。)				
①妥結率が5割以下の保険薬局への該当性			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (妥結率が5割以下)	
②妥結率等の報告の有無			<input type="checkbox"/> 報告していない <input type="checkbox"/> 報告している	
③薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を実施していない保険薬局への該当性			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (実施していない)	

薬局コード： _____

2. 調剤基本料の注1ただし書きに規定する施設基準の保険薬局(医療資源の少ない地域に所在する保険薬局)への該当性の有無		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
3. 地域支援体制加算		<input type="checkbox"/> 届出している <input type="checkbox"/> 届出していない	
備蓄医薬品数(全ての保険薬局が回答)		(本年7月1日現在の数値) 品目	
4. 後発医薬品(全ての保険薬局が回答)			
新指標の割合(小数点以下切り捨て)	(本年4月から6月の平均) %	カットオフ値の割合(小数点以下切り捨て)	(本年4月から6月の平均) %
本年4月2日以降に新規指定の保険薬局等、直近3か月間の実績がない場合チェック(上記の実績の記入不要)			<input type="checkbox"/>
後発医薬品調剤体制加算		<input type="checkbox"/> 加算1 <input type="checkbox"/> 加算2 <input type="checkbox"/> 加算3 <input type="checkbox"/> 届出していない	
調剤基本料の注7に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局への該当(後発医薬品減算)の有無 ※処方箋受付回数が1月600枚以下の場合は「なし」を選択		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <small>(後発医薬品新指標の割合が40%以下)</small>	
5. 在宅患者調剤加算 (在宅患者訪問薬剤管理指導料ではない)		<input type="checkbox"/> 届出している <input type="checkbox"/> 届出していない	
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにより加算要件を満たしている薬局への該当性(「届出していない」場合は記入不要)		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
算定回数 (「届出していない」場合は記入不要)	(前年3月から本年2月までの合計回数) 回	実施患者数 (「届出していない」場合は記入不要)	(前年3月から本年2月までの合計人数) 人
6. 無菌製剤処理加算 (「届出していない」場合は下記の記入不要)		<input type="checkbox"/> 届出している <input type="checkbox"/> 届出していない	
無菌調剤室		<input type="checkbox"/> 自局 <input type="checkbox"/> 他局(共同利用)	
7. 薬剤服用歴管理指導料			
薬剤服用歴管理指導料4 (情報通信機器を用いた服薬指導)		<input type="checkbox"/> 届出している <input type="checkbox"/> 届出していない	
特定薬剤管理指導加算2		<input type="checkbox"/> 届出している <input type="checkbox"/> 届出していない	
注13で規定する厚生労働大臣が定める保険薬局(手帳の活用実績が少ない保険薬局)への該当性の有無		<input type="checkbox"/> あり(手帳の活用実績が50%以下) <input type="checkbox"/> なし	
手帳を持参した患者の算定割合 (上記の該当性の有無が「なし」の場合のみ記入する)	(前年3月から本年2月までの平均(小数点以下四捨五入)) %	直近3ヶ月の平均 (左記が50%以下の場合のみ記入(小数点以下四捨五入)) %	/
本年4月2日以降に新規指定の保険薬局等、直近3か月間の実績がない場合チェック(上記の注13の該当性及び実績の記入不要)			<input type="checkbox"/>
8. かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料			
<input type="checkbox"/> 届出している		<input type="checkbox"/> 届出していない	
令和3年4月から6月における勤務状況に基づき、当該薬局に勤務している全保険薬剤師の数(非常勤の保険薬剤師は常勤換算) (全ての保険薬局が回答)		人	
かかりつけ薬剤師指導料等に関する業務を行う保険薬剤師の数 (かかりつけ薬剤師指導料等の届出を行っている保険薬局が回答)		人	

〔記入上の注意〕

- 1 この報告書は、施設基準の届出を行った保険薬局ごとに提出すること。なお、休止の届出がされている場合は、当該報告書の提出は不要。
- 2 印刷は、片面印刷を選択とすること。
- 3 訂正を行う場合は、二重線で削除し、訂正印は押さずに訂正すること。
- 4 「保険薬局名」の「（個人立・法人立）」については、該当する区分を○で囲むこと。
- 5 「病院からの公募に応じるなど、開局時期の指定を受けて平成28年10月1日以降に開局した保険薬局への該当性」及び「診療所からの公募に応じるなど、開局時期の指定を受けて平成30年4月1日以降に開局した保険薬局への該当性」の「開局時期の指定」については、開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開業許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合についても適用する。
- 6 「調剤基本料」、「地域支援体制加算」、「後発医薬品調剤体制加算」、「在宅患者調剤加算」、「無菌製剤処理加算」、「薬剤服用歴管理指導料」及び「かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料」欄は、該当する区分に☑を記入すること。また、「在宅患者調剤加算」及び「無菌製剤処理加算」については、「届出していない」に☑を記入した場合は、当該項目についてそれ以降の回答は不要。
- 7 「調剤基本料」の各項目は施設基準に定められた期間及び計算方法で算出される値を記入すること（別紙様式3参考を参照）。
なお、定められた方法で計算できない項目については「0」と記入すること。
- 8 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を実施していない保険薬局への該当性」については、別紙様式3参考を参照のこと。
- 9 「後発医薬品」欄の「新指標の割合」及び「カットオフ値の割合」の算出方法の考え方は、施設基準の届出に係るものと同様であること。
ただし、本年4月2日以降に新規指定の保険薬局等で直近3か月間の実績がない薬局については「本年4月2日以降に新規指定の保険薬局等、直近3か月間の実績がない場合チェック（上記の実績の記入不要）」に☑を記入する。

新指標の割合（直近3か月間の合計）

後発医薬品の規格単位数量／後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量
カットオフ値の割合（直近3か月間の合計）
後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量／全医薬品の規格単位数量

（参考）調剤基本料の注7に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局

- 1 以下のいずれかに該当する保険薬局は調剤基本料を2点減算する。ただし、処方箋受付回数が1月に600回以下の保険薬局は除くものとする。
 - (1) 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が40%以下であること。ただし、当該保険薬局における処方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないものは除く。
 - (2) 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合について、毎年7月1日現在で届出書の記載事項について行う報告等を通じ、直近1年間に地方厚生（支）局長への報告していないこと。
- 10 「在宅患者調剤加算」とは、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者その他厚生労働大臣が定める患者に対する調剤を行った場合に、処方箋受付1回につき15点を加算するものである。「在宅患者調剤加算」欄の「算定回数」及び「実施患者数」は、「在宅患者訪問薬剤管理指導料」（医療保険）、「居宅療養管理指導費」及び「介護予防居宅療養管理指導費」（介護保険）を合算した値を記入すること。

（次ページに続く）

- 11 「在宅患者調剤加算」の欄の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにより加算要件を満たしている薬局への該当性」については、以下を参照すること。

○新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その39)(一部抜粋)
1(1)① 実績要件のうち、1年間の実績を求めるものについて、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その26)」(令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「8月31日事務連絡」という。)2(2)の取扱いをした上でなお、実績要件を満たさない場合において、令和3年9月30日までの間(新型コロナウイルス感染症の病床を割り当てられている保険医療機関においては、令和4年3月31日までの間)、令和元年(平成31年)の実績(年度の実績を求めるものについては令和元年度(平成31年度)の実績)を用いても差し支えないものとする。

○新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その26)(一部抜粋)
2(2)対象医療機関等に該当しなくなった後の取扱いは、以下①又は②のいずれかとしても差し支えないものとする。

① 対象医療機関等に該当する期間については、実績を求める対象とする期間から控除した上で、控除した期間と同等の期間を遡及して実績を求める対象とする期間とする。

② 対象医療機関等に該当する期間については、当該期間の実績値の代わりに、実績を求める対象とする期間から対象医療機関等に該当する期間を除いた期間の平均値を用いる。

- 12 「薬剤服用歴管理指導料」の欄の「手帳を持参した患者の算定割合」は前年3月1日から当年2月末日までの薬剤服用歴管理指導料の実績をもって該当性を判断すること。なお、実績がなく計算できない場合は「本年4月2日以降に新規指定の保険薬局等、直近3か月間の実績がない場合チェック(上記の注13の該当性及び実績の記入不要)」に☑を記入すること。

- 13 「令和3年4月から6月における勤務状況に基づき、当該薬局に勤務している全保険薬剤師の数(非常勤の保険薬剤師は常勤換算)」は、令和3年4月から6月における勤務状況に基づき、以下の(イ)及び(ロ)により小数点第二位を四捨五入して小数点第一位まで算出すること。(令和3年4月から6月において保険薬剤師の出入があった場合においても、勤務時間から常勤換算すること。)
(イ) 貴薬局における実労働時間が週32時間以上である保険薬剤師は1名とする。
(ロ) 貴薬局における実労働時間が週32時間未満の保険薬剤師については、実労働時間を32時間で除した数とする。

(例) A保険薬剤師 1日4時間勤務を週5日 ⇒ 週20時間勤務
B保険薬剤師 1日5時間勤務を週6日 ⇒ 週30時間勤務

A保険薬剤師 週20時間÷32時間=0.625

B保険薬剤師 週30時間÷32時間=0.9375

0.625+0.9375=1.5625 ⇒ 1.6人

- 14 例年、以下の記載欄への記載漏れが多く見受けられるので、それ以外の項目も含め記載内容について提出前に改めて確認すること。

- ・「薬局コード」欄
- ・「保険薬局名」欄
- ・「調剤基本料の注1ただし書きに規定する施設基準の保険薬局(医療資源の少ない地域に所在する保険薬局)への該当性の有無」欄

(別紙様式 3 参考)

「特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号)(抜粋)

第 2 届出に関する手続き

4 (11) 調剤基本料の施設基準

ア 処方箋受付回数

(イ) 前年 3 月 1 日から当年 2 月末日までの 1 年間の処方箋受付回数の実績をもって施設基準の適合性を判断し、当年 4 月 1 日から翌年 3 月末日まで所定点数を算定する。

(ロ) (イ)にかかわらず、前年 3 月 1 日以降に新規に保険薬局に指定された薬局については、次のとおりとし、処方箋受付回数の実績が判断されるまでは、調剤基本料 1 に該当しているものとして取り扱う(ただし、保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しているものとして別添 1 の第 90 の 1 (1) から (4) までに該当する場合は、特別調剤基本料とする。特別調剤基本料の施設基準に該当する場合を除き、特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある等の施設基準に該当する場合は調剤基本料 3 とする。)

a 前年 3 月 1 日から前年 11 月 30 日までの間に新規に指定された保険薬局について指定の日の属する月の翌月 1 日から当年 2 月末日までの処方箋受付回数で判定し、当年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで適用する。

b 前年 12 月 1 日以降に新規に保険薬局に指定された薬局について指定の日の属する月の翌月 1 日から 3 か月間の処方箋受付回数で判定し、当該 3 か月の最終月の翌々月 1 日から翌年 3 月 31 日まで適用する。

(ハ) 開設者の変更(親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等)又は薬局の改築等の理由により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)(以下「医薬品医療機器等法」という。)上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、(ロ) b にかかわらず、当該遡及指定前の実績に基づいて取り扱う。

別添 1 特掲診療科の施設基準等

第 88 調剤基本料

2 調剤基本料の施設基準に関する留意点

(1) 処方箋の受付回数

処方箋の受付回数の計算に当たり、受付回数に数えない処方箋は以下のとおりとする。

ア 調剤料の時間外加算、休日加算、深夜加算又は夜間・休日等加算を算定した処方箋

イ 在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急時等共同指導料の基となる調剤に係る処方箋。ただし、在宅患者訪問薬剤管理指導料(在宅患者オンライン服薬指導料を除く。)の処方箋については、単一建物診療患者が 1 人の場合は受付回数の計算に含める。

ウ 介護保険法に基づく指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12

年厚生省告示第 19 号) 別表の「4」の居宅療養管理指導費のハの(2)又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)別表の「5」の介護予防居宅療養管理指導費のハの(2)の基となる調剤に係る処方箋。ただし、単一建物居住者が 1 人の場合の処方箋については受付回数の計算に含める。

- (2) 処方箋の受付回数及び特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数が、調剤基本料の施設基準に該当するか否かの取扱いについては、処方箋受付回数の合計が、調剤基本料の施設基準で定められている回数に、受付回数を計算した月数を乗じて得た回数を超えるか否かで判定する。
- (3) 特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合は、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数(同一保険医療機関から、歯科と歯科以外の処方箋を受け付けた場合は、それらを合計した回数とする。)を、当該期間に受け付けた全ての処方箋の受付回数で除して得た値とする。
- (4) (3)の計算に当たり、同一グループの保険薬局の勤務者(常勤及び非常勤を含めた全ての職員をいう。)及びその家族(同一グループの保険薬局の勤務者と同居又は生計を一にする者をいう。)の処方箋は、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数及び当該期間に受け付けた全ての処方箋の受付回数のいずれからも除いて計算する。
- (5) 「当該保険薬局の所在する建物内に複数保険医療機関が所在している場合」とは、保険薬局と複数の保険医療機関が一つの建築物に所在している場合のことをいう。外観上分離されておらず、また構造上も外壁、床、天井又は屋根といった建築物の主要な構造部分が一体として連結し、あるいは密接な関連をもって接続しているものは一つの建築物とみなす。
- (6) 同一グループは次の基準により判断する。
 - ア 同一グループの保険薬局とは、次に掲げる者の全ての保険薬局とする。
 - ① 保険薬局の事業者の最終親会社等
 - ② 保険薬局の事業者の最終親会社等の子会社等
 - ③ 保険薬局の事業者の最終親会社等の関連会社等
 - ④ ①から③までに掲げる者と保険薬局の運営に関するフランチャイズ契約を締結している者
 - イ アの保険薬局の事業者の最終親会社等は、保険薬局の事業者を子会社等とする者のうち、親会社等がない法人又は個人(以下「法人等」という。)をいう(カにおいて同じ。))。
 - ウ イの親会社等は、次に掲げる者とする。
 - ① 他の法人(株式会社その他これに準じる形態の法人に限る。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等
 - ② 他の法人(持分会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。以下同じ。))その他これに準じる形態の法人に限る。)の資本金の過半数を出資している法人等
 - ③ 他の法人の事業の方針の決定に関して、①及び②に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる法人等
 - エ ア②及びイの子会社等は、次に掲げる者とする。この場合において、法人等の子会社

等が次に掲げる者を有する場合における当該者は、当該法人等の子会社等とみなす。（法人等及びその子会社等が共同で次に掲げる者を有する場合における当該者を含む。）

① 法人等が議決権の過半数を所有している他の法人（株式会社その他これに準じる形態の法人に限る。）

② 法人等が資本金の過半数を出資している他の法人（持分会社その他これに準じる形態の法人に限る。）

③ 法人等が、他の法人の事業の方針の決定に関して、①及び②に規定する法人等と同等以上の支配力を有すると認められる場合における当該他の法人

オ ア③の関連会社等とは、法人等及びその子会社等が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社等以外の他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第6項に規定する場合をいう。）における当該子会社等以外の他の法人をいう。

カ 保険薬局の事業者の最終親会社等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第1号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）である場合には、当該最終親会社の連結子会社（同条第4号に規定する連結子会社をいう。）をア②に掲げる者とみなし、当該最終親会社等の関連会社（同条第7号に規定する関連会社をいう。）をア③に掲げる者とみなす。

(7) (6)ウ③及びエ③における「同等以上の支配力を有すると認められる」とは、例えば、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第4項第2号及び第3号に規定する要件に該当する場合等、他の法人の意思決定機関を支配している場合等が該当するものであること。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合は、この限りでないこと。

(8) 同一グループ内の処方箋受付回数が1月に3万5千回、4万回又は40万回を超えるか否かの取扱いは、当年2月末日時点で(6)に規定する同一グループ内の保険薬局について、保険薬局ごとの1月当たりの処方箋受付回数を合計した値が3万5千回、4万回又は40万回を超えるか否かで判定する。保険薬局ごとの1月当たりの処方箋の受付回数は以下のとおりとする。

ア 前年2月末日以降継続して保険薬局に指定されている薬局の場合は、前年3月1日から当年2月末日までに受け付けた処方箋受付回数を12で除した値とする。

イ 前年3月1日から当年1月末日までに新規指定された保険薬局の場合は、指定された日の属する月の翌月から、当年2月末日までに受け付けた処方箋受付回数を月数で除した値とする。

ウ 開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、イの記載にかかわらず、当該遡及指定前の実績に基づいて取り扱う。

(9) 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局に関して、ここでいう不動産とは、土地及び建物を指すものとし、保険医療機関及び保険薬局の事業の用に供され

るものに限るものである。また、ここでいう賃貸借取引関係とは、保険医療機関と保険薬局の事業者が直接不動産の賃貸借取引を契約している場合を指すものとし、保険医療機関及び保険薬局の開設者の近親者が当該契約の名義人となっている場合及び保険医療機関及び保険薬局が法人である場合の当該法人の役員が当該契約の名義人となっている場合を含むものである。なお、特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局とは、当該契約の名義が当該保険薬局の事業者の最終親会社等、(6)ア①から④までに定める者であるか否かにかかわらず、次のものを指すものである。

ア 保険薬局の個々の店舗について、その土地又は建物が特定の保険医療機関の所有である場合における当該店舗

イ 保険医療機関が保険薬局の事業者（当該保険薬局の事業者の最終親会社等、(6)ア①から④までに定める者を含む。）から土地又は建物を賃借している場合において、当該保険医療機関と近接な位置にある当該保険薬局の店舗

第91 調剤基本料の注4に規定する保険薬局

3 薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務に関する留意点

(1) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務」は、以下のものをいう。

- ・ 調剤料の時間外加算、休日加算及び深夜加算並びに夜間・休日等加算
- ・ 薬剤服用歴管理指導料の麻薬管理指導加算
- ・ 薬剤服用歴管理指導料の重複投薬・相互作用等防止加算
- ・ 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料
- ・ かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
- ・ 外来服薬支援料
- ・ 服用薬剤調整支援料
- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料及び在宅患者緊急時等共同指導料並びに居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費を算定するに際して実施する業務
- ・ 退院時共同指導料
- ・ 服薬情報等提供料

(2) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」は、1年間の(1)に掲げる業務の算定が合計10回未満のものが該当する。ただし、特別調剤基本料を算定する保険薬局においては合計100回未満のものが該当する。

(3) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」への該当性は、前年3月1日から当年2月末日までの1年間の実績をもって判断する。該当する場合は当年4月1日より翌年3月末日までの間は、調剤基本料の注4で定める点数で算定する。ただし、前年3月1日から当年2月末日までに指定された保険薬局の場合は、3の(1)に掲げる業務の算定回数が、(2)に掲げる年間の実績基準(10回又は100回)を12で除して得た数に当年2月末日までの調剤基本料を算定した月数を乗じて得た数以上であれば、「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」に該当しないものとする。

(4) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」に該

当した場合であっても、当年4月1日から翌年3月末日までの期間中に、(1)に掲げる業務を合計10回(特別調剤基本料を算定する保険薬局においては合計100回)算定した場合には、算定回数を満たした翌月より「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」に該当しない。